

# モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区

## 利便施設の立地に関する開発許可について

モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区は、市街化調整区域であるため、原則として建築行為が規制されていますが、利便施設として認定された施設については建築行為が認められます。

### 1 利便施設の主な認定基準

**来訪者の利便性向上**に資する施設

- 用途**
- ① **飲食店**及び附属する事務所等(住宅を除く)
  - ② **物品販売店舗**及び附属する事務所等(住宅を除く)  
→【①・②】来訪者の利便性向上に資する建築計画の作成
  - ③ モエレ沼公園・サッポロさとらんどの機能や魅力向上に資する施設及び附属する事務所等(住宅を除く)  
→【③】来訪者の利便性向上に資する建築計画・当該地区の機能や魅力向上に資する事業計画の作成

● 建築物の**延べ面積**は、**500㎡以下**

● 建築物の**高さ**は、**10m以下**

● 建築物の各部分の高さは、道路境界線までの水平距離に5mを加えたもの以下

※飲食店・物品販売店舗以外の用に供する施設は、場合に応じて最小限の規模も可能

● 敷地の**間口**は、**9m以上**にわたり、下図の指定路線に面している

● 敷地面積の過半は、指定路線の道路中心から、下図の水平距離の範囲内

モエレ沼公園・サッポロさとらんど：  
文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動など、  
市民や来訪者の創造性を刺激する多様な活動の拠点

**敷地**



● モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区景観まちづくり指針に掲げる事項等に適合する旨の**審査結果通知書**を受けること

● その他、**利便施設認定要綱**の認定基準や関係法令に適合すること

**その他要件**

## 2 開発許可までの主な手続き

事業者

札幌市

都市計画課

開発指導課

地域計画課

関係課

1

事前相談

協議先を案内

2

事前協議

3

景観届出

審査結果通知書を交付

4

施設認定申請

認定通知書を交付

5

開発許可申請

許可通知書を発行

札幌市開発審査会

問い合わせ

まちづくり政策局都市計画部都市計画課 [市役所本庁舎5階北側]  
土地利用係 ☎ 211-2506